

イギリス・データ保護法におけるデータ保護原則

北原宗律

(受付 2006年5月10日)

1. はじめに

データ保護原則は、イギリス・データ保護法の根幹（バックボーン）をなしている。その保護原則は、個人データの処理において、ヨーロッパ諸国のデータ管理者が遵守しなければならない多くの義務から成り立っている。データ保護法の4条4項によって、イギリスのデータ管理者は、すべて、8つのデータ保護原則を遵守する義務を負う。データ保護原則の重要性は、情報コミッシュナーの権限の範囲によって強調されている。また、データ保護原則違反の結果として個人が損害を被った場合には、その個人は、データ管理者を相手に裁判を提起することができる。

2. 第1原則：公平・適法なデータ処理

2.1 第1原則の意義

[第1原則]

個人データは正当かつ適法に処理されなければならない。特に、以下の(a)(b)の場合にはデータ処理を行ってならない。

- (a) 附則2に掲げた条件を一つでも満たさないとき
- (b) センシティブ個人データの処理においては、附則3に掲げた条件を一つでも満たさないとき

2.2 第1原則の解釈指針

第2原則の解釈指針（附則第Ⅱ部第1条～第4条）は以下のように述べている。すなわち、

- 「1. (1) 第1原則の目的のために、個人データが正当に処理されるかどうかを確定することにおいて、個人データが収集される方法が考慮されなければならない。とりわけ、データが収集される個人が、個人データ処理に関して欺かれたもしくは誤解を与えられたかどうかということも含まれる。

- (2) 第2条に従って、第1原則の目的のために、個人データが正当に収集されたものとして扱われるのは、それらのデータを構成する情報が、
 - (a) 法律等によって権利があるものとされた人から、または、
 - (b) 法律、条約、もしくはイギリス（UK）に国際的義務を課するその他の法律文書によって提供するように求められた人から、収集された場合である。
- 2. (1) 第3条に従って、第1原則の目的のために、個人データが正当に処理されたものとして取り扱われないのは、
 - (a) データ主体から収集されたデータに関して、データ主体が、第(3)項に明記された情報を持っている、提供される、もしくは、直ちに利用できることを、データ管理者が保証しない場合、そして、
 - (b) それ以外に、データ主体が、関連の時間の前に、もしくは、それ以降できるだけ速やかに、第(3)項に明記された情報を持っている、提供される、もしくは、直ちに利用できることを、データ管理者が保証しない場合、である。
- (2) (1)(b)項における「関連する時間」が意味するのは、
 - (a) データ管理者が最初にそのデータを処理した時、または、
 - (b) 合理的な期間内の第3者へのデータ提供の場合は、
 - (i) それらのデータが実際にその期間内に第3者に提供されるならば、それらのデータが最初に提供される時、
 - (ii) その期間内に、データ管理者が、それらのデータがその期間内に第3者に提供されることはないことを認識し、もしくは、認識するはずであるならば、データ管理者が認識するようになる、もしくは、認識するはずである時間、または
 - (iii) それ以外においては、その期間の終わり、である。
- (3) (1)項にいう情報とは、
 - (a) データ管理者の識別情報、
 - (b) データ管理者が本法の目的のために代表者を任命していたのであれば、その代表者の識別情報、
 - (c) データが処理される目的、および、
 - (d) それらのデータが処理される、もしくは処理されるはずの特別な環境に配慮して、データ主体に関して、その処理を正当なものにするのに必要なその他の情報、のことである。
- 3. (1) 第(2)項における初期条件のいずれかが、国務大臣の命令による条件と相俟って、満たされる場合には、附則第2条(1)項(b)号は適用されない。

- (2) 第(1)項における初期条件とは,
 - (a) その情報の条項が不釣り合いな努力を含むこと, または,
 - (b) データに含まれる情報の記録によって, もしくは, そのデータの提供によって, データ管理者が, 契約によって課せられる義務以外の, データ管理者が従うべき法的義務を遵守するために必要であること。
- 4. (1) 国務大臣による命令に一般的な識別子が含まれている個人データは, それらが一般的な識別子との関係でそれらの条件を遵守して処理されなければ, 正当にかつ適法に処理されたとは見なされない。
 - (2) (1)項の「一般的識別子」とは識別子 (例えば, 識別目的のために利用される数字やコード番号) のことであって,
 - (a) 個人に関係するもの, そして,
 - (b) 一般的に応用される一連の同じ識別子の一部を構成するもの。」

2.3 正当性・適法性の原則

第1原則は, 個人データのすべての利用方法に適用される。つまり, 個人データ処理のすべてのステップに適用されるということである。そして, 第1原則は以下のように4つの義務に分けられる。すなわち,

- (1) 個人データを正当に処理すること;
- (2) 個人データを適法に処理すること;
- (3) 少なくとも附則2の条件の1つを遵守すること;
- (4) センシティブ個人データを処理する場合には, 少なくとも附則3の条件の1つを遵守すること, である。

本法附則2の条件の一つが満たされなければ, すべての個人データ処理が不適法になってしまうのであれば, 附則2の条件は, 個人データ処理のための「出発点」または最低基準とみなすことができる¹⁾。

[附則2] 第1原則の目的に関する条件: 個人データの処理

- 1. データ主体は当該データ処理に同意を与えていた。
- 2. 当該データ処理が必要とするのは—
 - (a) データ主体が当事者となっている契約の遂行のため
 - (b) 契約を締結しようとするデータ主体の要求に従ってその手続を実行するため

1) Peter Carey, *Data Protection*, 2.ed., Oxford, 2004, p. 53.

3. データ処理は、契約によって課せられる義務の他、データ管理者が従うべき法的義務の遵守のために必要である。
4. データ処理はデータ主体の利益を保護するために必要である。
5. 当該データ処理が必要とするのは—
 - (a) 正義を行うため
 - (b) 国民に付与された権限または法令の行使のため
 - (c) 女王、国務大臣または国の部局の権限の行使のため
 - (d) 公益のために国民による公的権限の行使のため
6. (1) 当該データ処理は、データが提供されるデータ管理者または第三者によって追求された目的のために必要である。但し、データ主体の権利および自由または正当な利益の侵害を理由に当該データ処理が是認されない場合はその限りでない。

3. 第 2 原則

3.1 第 2 原則の意義

[第 2 原則]

個人データの収集は、明確かつ適法な目的のためにのみ許される。その目的に矛盾するようないかなる方法においても個人データ処理は許されない。

3.2 第 2 原則の解釈指針

第 2 原則の解釈指針（附則第 II 部第 5 条～第 6 条）は以下のように述べている。すなわち、

- 「5. 個人データが収集される目的は、とりわけ、
- (a) データ管理者からデータ主体に与えられる通知のなかで、または
 - (b) 本法の第 III 部に規定される情報コミッショナーへの届出のなかで、明確にされなければならない。
6. 個人データの提供がそれらのデータが収集された目的と合致しているかどうかを決定するには、それらのデータが提供される相手方によって実施されるデータ処理の目的を考慮しなければならない。』

3.3 目的拘束の原則

第 1 原則および第 2 原則は、個人データの収集と、それに続く個人データ処理に係わっている。この第 2 原則は、データが要求される目的を、関係するデータ主体に知らしめるとい

うデータ管理者の義務を規定したものである。

解釈指針の(a)項は、データ保護の第1原則の個人データ処理における正当性原則と同趣旨である。(b)項は、データ管理者に対して、届出のなかにデータ処理の目的を明記することを義務づけている。これによって、組織のデータ処理の目的が公開されるのである。

また、個人データ処理が、当初のデータの収集時に設定された目的とは異なる目的のために実施できないことを、この原則は示している。つまり、届出に記載された目的の範囲を超えたデータ処理は禁止されることになる。したがって、この目的拘束の原則は、個人データが提供された外部のデータ処理者にも適用される。

4. 第3原則

4.1 第3原則の意義

[第3原則]

個人データは、それらが処理される目的との関係において、妥当で、関係性を持ち、過度であってはならない。

4.2 第3原則の解釈指針

この原則についての解釈指針が欠落している。

4.3 妥当性の原則

第3原則は、「妥当性原則」としても知られているものである。この原則は、本質的には、データ処理するためのデータ管理者の目的に必要な情報だけをデータ主体から収集することを、データ管理者に義務づけたものである。データ管理者は、データ収集のすべてのケース(例えば、雇用応募書類、顧客記録、インターネット登録書類など)を再検査しなければならない。そして、個人から収集された情報がその処理目的にとって妥当で、関係性があり、適切であったことを保証しなければならない。

5. 第4原則

5.1 第4原則の意義

[第4原則]

個人データは、正確でなければならず、必要に応じて、その最新性を維持しなければならない。

5.2 第4原則の解釈指針

第4原則の解釈指針（附則第Ⅱ部第7条）は以下のように述べている。すなわち、

「7. 以下の(a)および(b)の場合に、第4原則は、データ管理者によってデータ主体または第三者から収集された情報を正確に記録している個人データにおける不正確を理由に違法なものとは見なしてはならない。

- (a) データが収集された目的に配慮して、データ管理者がそのデータの正確性を保証するために合理的な手続をとっていた場合
- (b) データ主体が、自ら、データの不正確性をデータ管理者に知らせていたならば、そのデータにはその事実が現れている。」

5.3 正確性・最新性の原則

情報を最新のものに維持するという要請は、「必要」な場合にのみ、有効であるが、正確性の要請に対する条件は存在しない。また、法律の中には「正確性」の定義も存在しない。

データ管理者によって処理される個人データが正確であり、最新のものであるということを保証するのはデータ管理者の義務であり、その義務を肩代わりする者は存在しない。それだからといって、この原則について、データの正確性のために、無理に立ち入ってデータ主体の生活環境を調査することまでデータ管理者に求めていると解釈することは妥当ではない。ほとんどの場合、データ管理者は、データ主体がデータ管理者によって保有されているデータを調査し確実なものにする何らかの方法を提供すべきである。

6. 第5原則

6.1 第5原則の意義

[第5原則]

一定の目的のために処理される個人データは、その目的に必要とされる期間を越えて保有されてはならない。

6.2 第5原則の解釈指針

この原則についての解釈指針が欠落している。

6.3 保有期限の原則

個人データが処理される目的の達成に必要とする期間を越えて個人データを保有することは、この第5原則違反となる。それゆえ、第5原則は、その目的達成に関係のない個人データの廃棄を要求している。しかし、この原則についての解釈指針が欠落しているため、データ管理者が第5原則を遵守しようとしても、具体的な保有期間の算定ができない。

この原則を遵守するために、データ管理者は、処理されたすべての個人データ、およびそれらの処理のための目的を再調査し、そして、データの種類との関係において、その関連する目的のためにどのくらいの期間それらのデータを保有する必要があるのかを考えねばならない。

7. 第6原則

7.1 第6原則の意義

[第6原則]

個人データは、本法の下でのデータ主体の権利に従って処理されなければならない。

7.2 第6原則の解釈指針

第6原則の解釈指針（附則第Ⅱ部第8条）は以下のように述べている。すなわち、

「8. 第6原則違反となるのは以下の者である。

- (a) 本法第7条（アクセス権）に規定する情報の提供を怠った者は第7条違反となる。
- (b) 本法第10条（損害差止請求権）第1項の有効な範囲内の通知を怠った者は第10条違反となる。
- (c) 本法第11条（DM 目的のデータ処理差止請求権）第1項の通知を怠った者は第11条違反となる。
- (d) 本法第12条（自動的意思決定に関する権利）第1項もしくは第2項(b)の通知を怠った者、または、第2項(a)もしくは第3項の届出を怠った者は第11条違反となる。
- (e) 本法第12A条（マニュアル・データに関するデータ主体の権利）第1項の有効な範囲内の通知を怠った者は第12A条違反となる。」

7.3 データ主体の権利の原則

第6原則は、データ主体がデータ管理者に対して直接行使できる権利に係わっている。そ

これらの権利は、データ主体が裁判所を通して行使しなければならない権利とは対照的である。第6原則に関する法律上の解釈指針はこの区別を明確にしている。

データ主体が直接行使できる権利は以下に掲げるものである。すなわち、

- ・アクセス権（第7条）；
- ・重大な損害もしくは重大な危険を発生させようとする一定のデータ処理を差し止める権利（第10条）；
- ・DMを目的とするデータ処理を差し止める権利（第11条）；
- ・オンライン決定（automated decision-taking）に関する権利（第12条）

である。

これらの権利に加えて、法律は以下の二つの権利をデータ主体に認めている。すなわち、

- ・一定の状況における損害賠償を請求する権利（第13条）；
- ・データ修正権・封鎖権・消去権・破棄権（第14条）

である。

データ主体は、これらの二つ権利を裁判所を通じて行使することができる。つまり、データ主体の情報を破棄するように、直接データ管理者に請求する権利は、データ主体には認められていないということである。したがって、データ主体は、関連情報の破棄の命令を裁判所から獲得しなければならない。

8. 第7原則

8.1 第7原則の意義

[第7原則]

無権限のまたは違法な個人データ処理を防止するために適切な技術的・組織的措置がとられなければならない。および個人データの不慮の喪失、破壊ならびに損壊の防止のために、適切な技術的・組織的措置がとられなければならない。

8.2 第7原則の解釈指針

第7原則の解釈指針（附則第Ⅱ部第9条～第12条）は以下のように述べている。すなわち、
「9. 技術的發展の状況および導入すべき措置の費用を考慮して、それらの措置は以下の事項に適切な保全水準を保証しなければならない。

- (a) 第7原則において述べられたような、無権限の、または違法な個人データ処理から生ずる損害、事故による損失、破壊、もしくは被害

- (b) 保全さるべきデータの内容
10. データ管理者は、個人データにアクセスできる部下の信頼性を保証するための合理的な手続をとらなければならない。
11. 個人データの処理がデータ管理者のためにデータ処理者によって実施される場合には、データ管理者は第7原則を遵守するために、
- (a) 実施されるデータ処理に対する技術的・組織的保全措置に関して、十分な保証を提供できるデータ処理者を選任しなければならない。
 - (b) それらの保全措置を遵守するための合理的な手続をとらなければならない。
12. 個人データの処理がデータ管理者のためにデータ処理者によって実施される場合に、データ管理者が第7原則を遵守すると見なされないのは、
- (a) データ処理が、
 - (i) 書面で作成された契約の下で実施されなかった場合、そして
 - (ii) データ処理者がデータ管理者の指示だけで行動しなかった場合、であり、そして、
 - (b) その契約が、第7原則によってデータ管理者に課せられた同じ義務をデータ処理者に遵守するように要求しなかった場合、である。」

8.3 データ保全の原則

電子的データ処理のために、データ管理者は、データの完全性を保証するために適切な措置を考えなければならない。コンピュータウイルス対策ソフトのインストールやファイアウォールの構築、データの移動のための暗号化技術の導入、プライバシー保護技術の導入、通常のデータのバックアップなども当然、データの保全措置に含まれる。データ管理者がデータの保全技術の変化・進歩を見逃すことは許されない。もしそういうことになれば、保全技術の更新を怠ったということで、図らずも、この第7原則違反に問われることになる。

他方、いわゆるマニュアルデータ処理のために、相当のデータ保全措置がとられなければならない。データの記録用紙をしまい込むロッカーに鍵をかけたり、ロッカーを不燃性の材料にする、記録用紙の出し入れの記録を残しておくことなどである。

第7原則は、データの完全性のために実行する義務を、データ管理者のみならず、その指示の下でデータ処理を実施する者にも課している。もちろん、個人データ処理を外部に委託する場合も、外部のデータ処理者は同じ義務を遵守しなければならない。

9. 第8原則

9.1 第8原則の意義

[第8原則]

個人データの処理に関して、欧州経済地域外の国や地域において、データ主体の権利と自由のための十分な保護レベルを保証しない限り、それらの国や地域への個人データの移動は許されない。

9.2 第8原則の解釈指針

第8原則の解釈指針（附則第Ⅱ部第13条～第15条）は以下のように述べている。すなわち、「13. 妥当な保護水準とは、以下のことを考慮して、すべての環境に妥当する水準のことである。

- (a) 個人データの内容,
- (b) その個人データに含まれる情報の起原国または起原地域,
- (c) その情報の最終移転先となる国または地域,
- (d) それらのデータが処理されるための目的と処理期間,
- (e) 当該国または当該地域で施行されている法律,
- (f) その国または地域の国際的義務,
- (g) 当該国または当該地域で有効な関連する行動規準またはその他の規則,
- (h) 当該国または当該地域で採用されているデータ保全措置。

14. 第8原則は本法附則4に規定されるデータの移転には適用されない。但し、他の規定による場合はその限りでない。

15. (1) (a) 本法によるデータ処理において、ヨーロッパ経済地域の外の国や地域に個人データを移転することで、妥当な保護水準に関して第8原則の要件を満たしているかどうか疑義が生じる場合、および、

- (b) 当該同種の移転に関して共同体裁定がすでに下されていた場合には、当該問題はその裁定に従って決定されることになる。

(2) 前項の「共同体裁定」とはデータ保護指令第31条第(2)項のヨーロッパ委員会の裁定を意味する。」

9.3 データ越境流通の原則

この第8原則に盛り込まれている個人データの輸出禁止は、ヨーロッパ経済地域から外の国への個人データの移動に係わる抑制を規定している。この禁止令の背後にある根本的理由は、その個人データがデータ保護指令によって拘束されない国々へ移動された場合に、個人としてのデータ主体の保護が失われてしまうということである。このデータ保護指令こそ世界で最も厳格なデータ・プライバシー法といわれている²⁾。

10. お わ り に

イギリス・データ保護法のデータ保護原則は、EC データ保護指令第6条の「データの質に関する原則」をモデルにしている。データ保護法は、EC の原則に、いくつかの原則を追加している。イギリス・データ保護法のデータ保護原則、EC のデータの質に関する原則、および日本人の個人情報保護に関する法律の基本原則を相関的にまとめると、下の表ができあがる。空欄は、相関的な原則が存在しないことを意味している。

この下表にも表われているように、日本の個人情報保護法には、「データ主体の権利の原則」が存在しない。すなわち、データ主体の権利に関する条文が存在しないのである。諸外国の同種の法律と比較して、それが日本法の最大の特徴でもある。データ主体の権利の実現は、その裏返しであるところの、個人情報取扱事業者の義務の履行という形で規定されている。なぜ、データ主体の権利を正面から取り上げなかったのか、大いに疑問に思う次第である。

データ保護原則 (イギリス・データ保護法)	データの質に関する原則 (EC データ保護指令)	基本原則 (日本・個人情報保護法)
正当性・適法性の原則	適正性・適法性の原則	適正取得の原則
目的拘束の原則	目的拘束の原則	目的拘束の原則
妥当性の原則	妥当性の原則	
正確性・最新性の原則	正確性・最新性の原則	正確性の原則
保有期限の原則	保有期限の原則	
データ主体の権利の原則		透明性の原則
データ保全の原則		安全性の原則
データ越境流通の原則		

2) Petter Carey, Data Protection, 2nd ed., Oxford 2004, p. 63.